

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）松本市長

令和7年4月1日から、宛先が
変更されています。

住 所
氏 名
連絡先（電話）

※ 工事のお施主様（事業主）の
情報を記入してください。
（押印は任意）

（法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記

文化財保護法第93条第1項

1 所在地	※ 地番を記載。必須の多い場合は別紙でも可。 直近で分合筆している場合は、公図（写し）を添付してください。		
2 面積	例 345.67 m ²		
3 土地所有者	住所：※ 生活実態のある住所。登記簿上の住所でも可 (近々に所有者が変わる場合は、登記予定と明記し、新所有者の住所氏名でも可) 氏名等： 4 の記入欄は、「遺跡の現状」のみ記入でも可		
4 遺跡の名称	(遺跡番号)	員数	
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の現状	宅地 水田 例 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 例 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・ 電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む。) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要	例 共同住宅1棟6戸 鉄筋コンクリート3階建地下1階 住宅基礎深さ○cm 表層改良現状地盤面から深さ○cmまで など		
6 工事主体者	住所：※ 届出者と同じ(お施主様又は事業主様)。代理者とその連絡先も記入 氏名等：		
7 施工責任者	住所：※ 施工業者の連絡先を記入。未定の場合はその旨を記入 氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	文化財保護法第93条の規定では、着工60日前までに届け出ることとされています。		

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
------	------	------	------	---------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入 ②指示事項欄は松本市で記入 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

「土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書」（文化財保護法第93条）記入方法

項目	書き方・備考
押印	任意です。押印がなくても受け付けます。
所在地	地番を記入してください。なお、筆数の多いときは、別紙でも可です。 直近で分合筆をしている場合は、公図（写し）を添付してください。
遺跡の名称 等	「遺跡の現状」のみの記入でも構いません（ほかは松本市で記入します）。
工事の概要	記入例： 「鉄筋コンクリート3階建地下1階」「基礎深さ50cm」 「浸透枮2基設置」「50cmの盛土」「一部切土有り」 「表層改良現況地盤面から深さ100cmまで」 など
工事主体者	届出者と同じ、施主（事業主）を記入してください。 代理者がある場合、その連絡先も記入してください。
施工責任者	施工業者の連絡先を記入してください。 未定の場合はその旨を記入してください。
添付書類	<u>1部。A3判以内。</u> （以下、下線の図面は必須です。） <u>位置図、公図（写し）、現況図、配置図</u> <u>1階平面図、立面図、矩計図、基礎伏図や基礎断面図等掘削範囲と深度がわかる図面</u> 造成平面図、縦横断図、擁壁や浸透枮などの設置に関する図面 ※ 掘削・盛切土の関係図面は可能な限り用意してください。

※ 「土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書」は、松本市ホームページからもダウンロードできます（トップページ→検索→組織でさがす→文化観光部→文化財課）。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/134/3697.html>

※ 着工日が近づいている場合は、文化財課埋蔵文化財担当までお問い合わせください。

※ 「土地所有者の承諾書」について

- ・ 土地所有者の承諾書は、試掘調査や本調査が必要な場合にご提出いただくもので、必ずしも93条届出の際にあわせて提出していただく必要はありません。
- ・ 承諾書は、発掘調査終了後に文化財発見通知を松本警察署に提出する際に必要なものです。発掘調査を実施するか否かは、この文書の有無に関わらず、関係者との遺跡の保護協議の上決定するものです。

問合せ及び提出先（郵送可）：松本市 文化観光部 文化財課 埋蔵文化財担当

〒390-0823 長野県松本市中山3738番地1 松本市立考古博物館内

電話（直通）0263-85-7064 FAX0263-86-9189

持参される場合は、松本市 文化観光部 文化財課（大手事務所）でも構いません。

〒390-0874 長野県松本市大手三丁目8番13号 大手事務所6F

電話（直通）0263-34-3292 FAX0263-34-3299